

巡検等に使用する車両制限について

日本地質学会は、学会が実施する行事におけるレンタカー等の車両の利用・運転に係る様々なリスクについて検討してきました。万一、事故等が発生した場合における運転者個人の法的責任、参加者に対する責任など、学会として負うべき責任は重く、また、負うことのできないものであると考えます。

そのために、本部、支部に関わらず、日本地質学会として行事を実施する際の車両については、下記の通り使用を制限することとし、会員に周知徹底いたします。

「巡検時等に使用する車両の制限について」

第1 安全に巡検や見学会を実施するために

学会本部又は支部が実施し、あるいは主催する巡検や見学会は、安全に実施されてはじめてその目的を達することができる。巡検等において、レンタカー等の慣れない車両を運転し、かつ、通常の活動を超える参加者を乗せている場合に、事故が発生する可能性が高まるといえる。学会は、学会が実施する行事における人身事故について損害保険により一定の対応を行っているが、運転者個人の自動車運転業務上過失致死傷害罪等の刑事上の責任及び行政上の責任を負うことが出来ない。そのため、巡検等実施における安全確保の見地から、以下のとおり、原則として学会本部又は支部が実施し、あるいは主催する巡検や見学会等において、レンタカーや会員個人が所有する車両を用いることなどを禁止することとした（平成 29 年4月8日理事会決議）。

第2 行事等の範囲

1 第3, 1項により禁止される行事等の範囲

(1) 学会本部および支部が実施する巡検や見学会

定義：本部または支部の行事として学会会員が中心となって事前に計画され、広く参加を募集し（募集の対象は学会会員・非会員を問わない）、車両によって移動する行事

(2) 本部および支部が実施する講演会等

定義：本部または支部が主催する学術集会、年会、総会等の会議において、複数の会場を使用し、会場間の移動が必要な場合

2 第3, 1項の禁止が除外される行事等の範囲

(1) 災害等の緊急調査

定義：自然災害発生後、学会として緊急に調査を行うもの。この時の車両搭乗者はすべて共同で調査を実施する研究者とし、不特定多数から募集されたものではないこと。

(2) 学会の行事として実施されない巡検・見学会その他

定義：学会が主催、共催又は後援等をしない、学会員が個人の責任で実施する行事。

3 第3, 1項の規制に準ずることが望ましい行事等

他学会又は他団体が主催し、当学会が共催又は後援等する場合。

第3 禁止等

1 第1, 1各号に該当する行事において、次の各号記載の行為をしてはならない

- (1) 自家用車又はレンタカーを使用すること。但し、個人の移動手段として使用する場合、又は、巡検等の行事の下見のために実行委員会等の委員のみが運転者・搭乗者となった場合で、その責任およびリスクを承諾して使用するときは、この限りでない。
- (2) 第2種免許保有の者であっても、その資格による運転を業務としないものによる運転。
- (3) レンタカー会社があっせん、紹介するドライバーによる運転。

2 第1, 1各号に該当する行事において、車両による移動を必要とする場合は、次の各号に定めるいずれかの方法による。

- (1) タクシー会社、バス会社等の事業者にも車両および運転者の確保を一括して依頼する。
- (2) 車両およびプロドライバーをそれぞれ別の正規の業者から手配して運転させる。
- (3) 公共の交通機関を利用する。
- (4) (1)号ないし前号に準じる方法。

以上